

30 国際第 1218 号

関税割当公表第 70 号

平成31年度のパイナップル缶詰の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器ともとの1個の重量が10kg 以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。以下「パイナップル缶詰」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成31年度の本関税割当制度は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成31年 3 月 8 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品   パイナップル缶詰
- 2 割当数量    別途公表
- 3 通関期限    平成32年 3 月31日

第 2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局園芸作物課

第 3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間  
次に掲げる期間とする。

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 平成31年4月1日(月)から同年4月9日(火)まで

(2) 平成31年8月1日(木)から同年8月5日(月)まで

(3) 平成31年12月2日(月)から同年12月4日(水)まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

## 第5 関税割当申請者の資格

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、国内産の生鮮のパイナップルを原料として製造されたパイナップル缶詰(以下「国産パイナップル缶詰」という。)を国産パイナップル缶詰製造業者(製造業者から一括して販売契約の代行を行う者を含む者とし、以下「製造者等」という。)から購入することが確実に認められる者

## 第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の各月別の国産パイナップル缶詰の購入実績及びパイナップル缶詰の輸入実績の一覧表(別記様式1及び2)

2 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に国産パイナップル缶詰を購入することを記載した製造者等との購入契約書の写し

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の各月別の国産パイナップル缶詰の購入計画及びパイナップル缶詰の輸入計画の一覧表(別記様式3)

4 法人の登記事項証明書(個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの))

ただし、平成30年度における割当実績を有する者であつて、申請時点において4の書類の内容に変更のないものは、4の書類の添付を必要としない。

## 第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回

目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第6に定める書類のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

## 第8 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、当該申請者が製造者等と締結した国産パイナップル缶詰購入契約数量に46.3を乗じて得られる数量を限度として定めるものとする。

## 第9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の1年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表第5、第10及び第11に違反したとき。
- 3 申請者が関税割当てのために作成した書類（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

## 第10 報告

- 1 割当てを受けた者は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の定めるところにより、国産パイナップル缶詰引取数量実績及びパイナップル缶詰輸入通関実績報告書を生産局長に1部提出するものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

## 第11 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。

3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。  
（省令第3条第2項）

4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又は写しを添付するものとする。

5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

## 第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。